明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務一七二）　一
○農薬を登録した件
（農林水産九一三～九一八）　二
○農薬を再登録した件（同九一九）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
食育推進基本計画の要旨の公表について（食育推進会議）　七
国家試験
平成二十三年度国家公務員採用Ⅲ種試験公告（人事院）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫関係
地方公共団体
行旅死亡人関係　公二

告示

○総務省告示第百七十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月九日

総務大臣　片山　善博

第7の1⑴の表中「

銚子	34	0.01

」を「

銚子	34 51	0.01

」に、「

新島	27	0.03

」を「

新島	27 35	0.03

」に改め、同表注に次のように加える。

（注3）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

第7の1⑵の表中「

五條	26	0.01

」を「

五條	26 52	0.01

」に、「

新宮	23	0.01

」を「

新宮	23 44	0.01

」に、「

西ノ島	23	0.03

」を「

西ノ島	23 35	0.03

」に改め、同表（注2）中「親局」の次に「並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局」を加える。

第7の1⑶の表中「

銚子	26	0.01

」を「

銚子	26 39	0.01

」に、「

新島	26	0.03

」を「

新島	26 48	0.03

」に、「

小田原	26	0.01

」を「

小田原	26 34	0.01

」に、「

五條	13	0.01

」を「

五條	13 50	0.01

」に、「

新宮	13	0.01

」を「

新宮	13 46	0.01

」に、「

西ノ島	22	0.03

」を「

西ノ島	22 30	0.03

」に改め、同表（注2）中「秋田」の次に「、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島」を加える。

会社その他
会社決算公告